令和８年　第２回知名町議会臨時会

第　１　日

令和８年７月13日

令和８年第２回知名町議会臨時会議事日程

令和８年７月１３日（月曜日）午後３時00分開議

１．議事日程（第１号）

○開会の宣告

○開議の宣告

○日程第１　会議録署名議員の指名

○日程第２　会期の決定

○日程第３　同意第１２号　知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（川上香織）

○閉会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
１番	田尻　博樹　議員	２番	長山　美香　議員
３番	原﨑　幸雄　議員	５番	西　吉信　議員
６番	髙風　勝一郎　議員	７番	福川　勝久　議員
８番	窪田　仁　議員	９番	根釜　昭一郎　議員
１０番	西　文男　議員	１１番	福井　源乃介　議員
１２番	川畑　光男　議員	１３番	外山　利章　議員

１．欠席議員（０名）

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

藤田　孝一　議会事務局長	元榮　聡子　議会事務局主事

１．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

氏名	職名	氏名	職名
今井　力夫	町長	元栄　吉治	副町長
成美　保昭	総務課長	田邊　栄	農業委員会事務局長

△開　会　午後　３時００分

○外山利章議長

議場におられる皆様、ご起立ください。

一同、礼。お座りください。

ただいまから令和８年第２回知名町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１　会議録署名議員の指名

○外山利章議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって窪田　仁議員及び根釜昭一郎議員を指名します。

△日程第２　会期の決定

○外山利章議長

日程第２、会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の１日間と決定しました。

△日程第３　同意第１２号　知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（川上香織）

○外山利章議長

日程第３、同意第１２号、知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、改めまして、うがみやぶら。

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました同意第１２号は、知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについての案件であります。

同意第１２号は、現農業委員の任期満了に伴い、７月２０日から３年間、新たに１名の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから、総括的質疑を行います。

○田尻博樹議員

今回の公募で、募集が認定農業者等、認定農業者に準ずる者というふうな要件になっていたんですけれども、実際その準ずる者の中身を見ていると、その一つに中心的経営というのがあると思うんですけれども、今、農林課が行っている人・農地プランの中で中心的経営というのがあると思うんですけれども、これに当てはまると、ほとんどの農業委員の方というのは認定農業者になると思うんですよ。この準ずる者というところにも当てはまるのかなと思うんですよ。そうなってくると、今回の公募は、この認定農業者であったり準ずる者だけではなくて、多くの農家の方から募集するものではなかったのかなというふうに思うんですけれども、そちらについての説明をお願いいたします。

○田邊　栄農業委員会事務局長

お答えいたします。

令和７年１２月に全国農業会議のほうから文書が来ておりまして、農業委員の任命における認定農業者等の過半要件の例外の認定農業者に準ずる者の考え方についてという題名で文書が来ております。日本全国いろんなところから認定農業者に準ずる者についての問合せがあったみたいで、それに対する農林水産省の回答が記載してございます。

その中で、農業を担う者は、認定農業者等の担い手のほか、それ以外の多様な経営体、また委託を受けて農業を行う者が該当するところ、これら全てを農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者に該当すると判断することはできないと記載してあります。農業を担う者の中で、どの者が農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者として該当するかは各農業委員会及び市町村の判断となるが、以下のように人・農地プラン、今でいうと地域計画になりますが、地域計画

の中で中心的経営体として位置づけることができたものを参考に判断するものと考えるとあります。

また、どのようなものが具体的に位置づけることができるかというと、規模拡大による経営の効率化、６次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など、地域農業の発展を牽引する経営体や、将来こうした役割を担うであろう新規就農者等、また大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者であって、今後の地域の中心となる経営体とみなせるものと記載してありまして、簡単に言いますと、大規模に農業をしている方や大規模に農業をすることが見込まれる者というふうに記載してございます。

○田尻博樹議員

であれば、今、農林課が行っている地域計画の中心的経営というのは、今、局長がおっしゃった大規模経営化とか６次産業とか、こういう方が今の中心的経営というふうになっているんでしょうか。このあたりは、どういうふうに地域計画の中心的経営は要件として入れているのか、これ一緒なんでしょうか、そうしたら。地域計画の要件とこの準ずる者の中心的経営というのは一緒なのか、これを説明お願いいたします。

○田邊　栄農業委員会事務局長

農林課においての中心的経営体と農業委員会においての中心的経営体は、全く同じではないと私は思っております。地域計画において農業を担う者とありますが、これが全て農業委員会でいう認定農業者に準ずる者とは判断できなくて、大規模に農業をされている方が農業委員会における認定農業者に準ずる者に該当すると判断しております。

○田尻博樹議員

最後ですので、要するに、この準ずる者とか今回の要件って、農業委員会だけの要件になっているのでしょうか。例えば、ほかに言えば、一つ、過去の認定農業者の方もこの準ずる者にも入っていると思うんですけれども、実際に選考委員会の中でこういった名簿であったりとか、こういう中心的経営者であったりとか、実際このあたりの中身がどういうふうになっているのかなと思うんですよ。

私も、これ全然分からなかったので、今まで、実際に。このあたりは、ちゃんと把握されているのかなと思うんですけれども、このあたりはいかがですか。

○田邊　栄農業委員会事務局長

過去に認定農業者であった方は、認定農業者のＯＢということで準ずる者に該当いたします。

先ほど配布しました資料で、認定農業者に準ずる者ということで、農業委員会等に関する法律施行規則第２条第１号イからヌに該当する方が準ずる者に該当します。その中のイで認定農業者であった者が、過去に認定農業者だった者、ＯＢになりますが、準ずる者に該当することになっております。

○外山利章議長

しばらく休憩します。

休　憩　午後　３時１１分

―――――――――――――――――――

再　会　午後　３時１８分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○元栄吉治副町長

知名町農業委員会委員募集要項に、委員の構成、農業委員の構成といたしまして、（１）のほうに「認定農業者等（認定農業者等に準ずる者を含む）が過半」というふうになっていますので、先ほど認定農業者に準ずる者というのは１０項目がありますけれども、それに該当していればいいということでございます。

ただ、田尻議員がさっきおっしゃった、全ての、多くの人がそれに入るんじゃないかというご質問だったんですけれども、そうではないということが先ほどの説明資料で書いていますので、そういうふうにご理解いただければと思います。

○外山利章議長

よろしいですか。他に質問ありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから同意第１２号、知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第１２号は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、同意第１２号は同意することに決定しました。

以上で本臨時会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和８年第２回知名町議会臨時会を閉会します。

ご起立ください。お疲れさまでした。

閉　会　午後　３時２０分

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長　　外山　　利章

知名町議会議員　　窪田　　仁

知名町議会議員　　根釜　昭一郎